

お知らせ  
info

## 児童手当受給者の皆さんへ

**現**況届は、毎年6月に、引き続き児童手当を受ける資格があるかを確認する届出です。児童手当を受給している方には、6月上旬に届出用紙等を送付しますので、内容を確認のうえ、期限までに提出してください。提出がない場合、6月分以降の手当が差し止めとなりますのでご注意ください。

※6月中旬までに用紙が届かない場合は、子育て支援課へお問い合わせください。

☎ 子育て支援課 (☎ 581・2121内線203・204)

## ▶ 提出期限

6月28日(金)

## ▶ 提出方法

郵送または直接子育て支援課へ提出してください。

## ▶ 添付書類

受給者（保護者）の健康保険被保険者証等の表面の写し

## ▶ 支給日(令和元年度)

6月10日(月)、10月10日(木)、令和2年2月10日(月)

## 現況届の提出を忘れずに！

| 支給月額        |         |         |
|-------------|---------|---------|
| 年齢要件など      |         | 支給月額    |
| 0歳～3歳未満     | 一律      | 15,000円 |
| 3歳～小学校修了前   | 第1子・第2子 | 10,000円 |
|             | 第3子以降   | 15,000円 |
| 中学生         | 一律      | 10,000円 |
| 所得制限を超える対象者 | 一律      | 5,000円  |

※児童の数は、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童の中で数えます。

お知らせ  
info

## 祝長寿 敬老祝金を給付します！

**町**では、長寿を祝福するため、9月下旬に敬老祝金を給付します。

| 給付対象者                        | 給付額 |
|------------------------------|-----|
| 満77歳の方（昭和16年9月3日～昭和17年9月2日生） | 1万円 |
| 満88歳の方（昭和5年9月3日～昭和6年9月2日生）   | 2万円 |
| 満99歳以上の方（大正9年9月2日以前生）        | 3万円 |

※令和元年9月1日現在で、引き続き1年以上寄居町に住所を有することが給付の要件となります。

## 振込口座について

## ▶ 新たに対象となる方

6月下旬に口座振込依頼書を郵送しますので、手続きをお願いします。

## ▶ 過去に敬老祝金の給付を受けたことがある方

過去に給付を受けたときと同じ口座へ振り込みます。振り込み先を変更する場合は、口座振込依頼書の再提出が必要となりますのでお問い合わせください。

※口座振込依頼書の提出が遅れた場合や、内容に不備があった場合は、振り込み時期が遅くなることがあります。

☎ 健康福祉課 (☎ 581・2121内線123・124)

お知らせ  
info

## 町民税・県民税（住民税）のお知らせ

**令**和元年度の町民税・県民税は、平成31年1月1日に寄居町在住の方が対象となり、平成30年中の所得に課税されます。6月10日(月)に納税通知書を発送しますので、納期限内の納付をお願いします。

## 町民税・県民税の納付方法

## ▶ 普通徴収

納付書や口座振替で、6月、8月、10月、12月の年4回の納期で納める方法です。納付書が同封されている方は金融機関、コンビニ等で納付してください。口座振替の方は口座の残高確認をお願いします。

## ▶ 給与からの特別徴収

給与支払者が、納税義務者の毎月の給与から天引きし、6月から翌年5月までの12回で納税義務者に代わって納める方法です。

## ▶ 公的年金からの特別徴収

公的年金の年金保険者が、納税義務者の年金から天引きし、4月、6月、8月、10月、12月、翌年2月の年6回で納税義務者に代わって納める方法です。

☎ 税務課 (☎ 581・2121内線154～156)

## 特別会計予算の収支状況

**特別**会計は、歳入の予算現額61億2,027万2千円に対して収入率98.0%、また歳出は予算現額67億6,833万8千円に対して91.2%の執行率となっています。

## 歳入

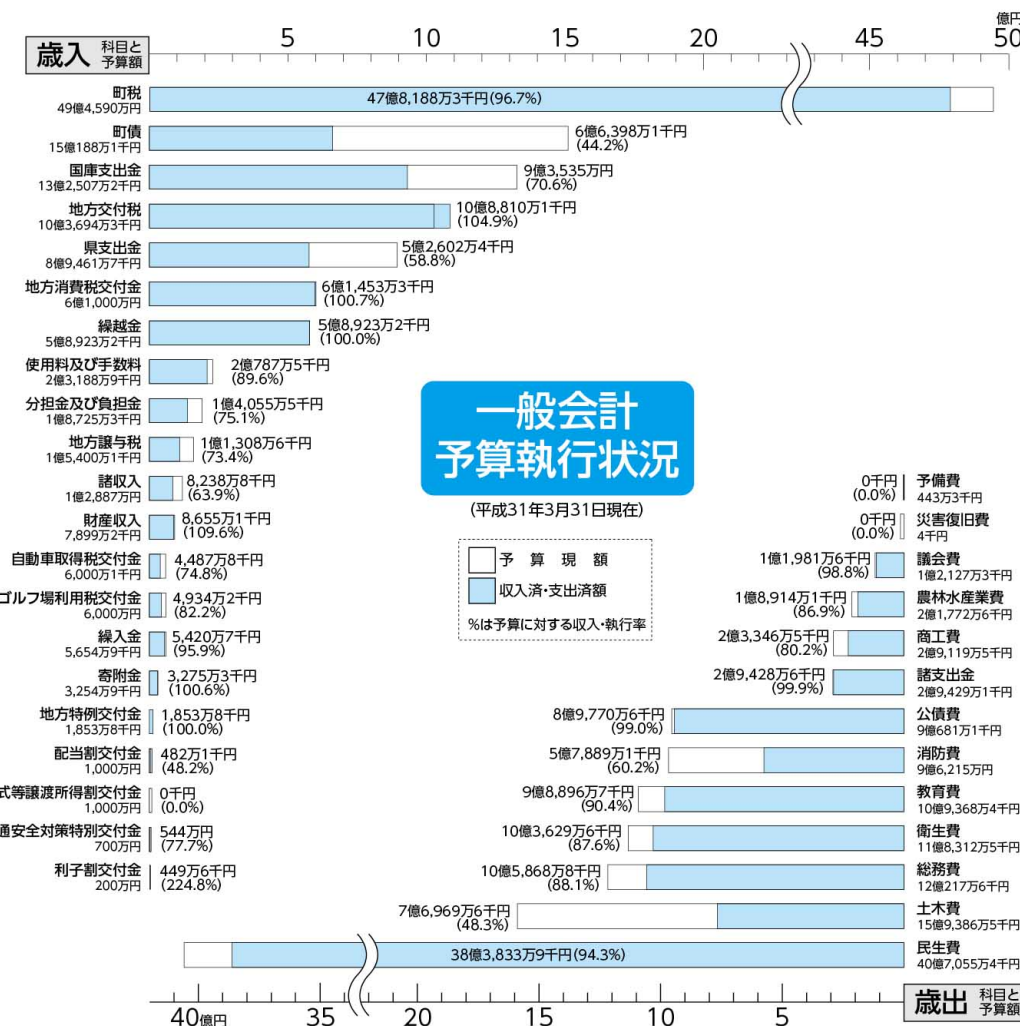
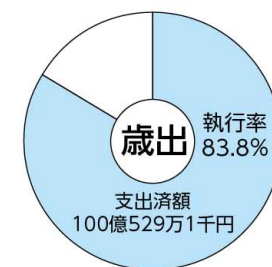
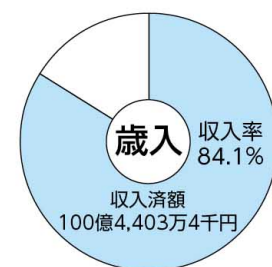
| 区 分      | 予算現額         | 収入済額         | 収入率<br>(%)   |       |
|----------|--------------|--------------|--------------|-------|
| 国民健康保険   | 40億491万9千円   | 39億5,833万4千円 | 98.8         |       |
| 後期高齢者医療  | 3億8,550万7千円  | 3億6,767万5千円  | 95.4         |       |
| 下水道事業    | 5億6,277万9千円  | 5億1,113万7千円  | 90.8         |       |
| 農業集落排水事業 | 1億597万4千円    | 1億139万3千円    | 95.7         |       |
| 公設浄化槽事業  | 2,103万4千円    | 240万5千円      | 11.4         |       |
| 水道       | 収益的収入        | 10億1,156万3千円 | 10億2,336万1千円 | 101.2 |
|          | 資本的収入        | 2,849万6千円    | 3,160万8千円    | 110.9 |
| 合 計      | 61億2,027万2千円 | 59億9,591万3千円 | 98.0         |       |

## 歳出

| 区 分      | 予算現額         | 支出済額         | 執行率<br>(%)  |      |
|----------|--------------|--------------|-------------|------|
| 国民健康保険   | 40億491万9千円   | 38億8,004万1千円 | 96.9        |      |
| 後期高齢者医療  | 3億8,550万7千円  | 3億5,352万4千円  | 91.7        |      |
| 下水道事業    | 5億6,277万9千円  | 4億5,192万1千円  | 80.3        |      |
| 農業集落排水事業 | 1億597万4千円    | 8,686万7千円    | 82.0        |      |
| 公設浄化槽事業  | 2,103万4千円    | 1,109万4千円    | 52.7        |      |
| 水道       | 収益的支出        | 9億820万2千円    | 8億4,388万6千円 | 92.9 |
|          | 資本的支出        | 7億7,992万2千円  | 5億4,213万2千円 | 69.5 |
| 合 計      | 67億6,833万8千円 | 61億6,946万5千円 | 91.2        |      |

## 一般会計予算の収支状況

**一般**会計は、下半期に1億1,752万6千円の増額補正をした結果、前年度からの繰越額1億4,516万円を加えた最終予算額は119億4,128万7千円となりました。収支状況は次のとおりです。



公表します！

平成30年度下半期  
（平成30年10月～平成31年3月）

## 町の財政事情

町では、6月1日に平成30年度下半期の財政事情を公表しました。これは、町の財政事情を町民の皆さんに広く知っていただくために、毎年6月と12月の年2回、定期的に行っているものです。ここに公表した数値は、すべて3月末日現在のもので、最終的な数値は決算でお知らせします。

☎ 財務課 (☎ 581・2121内線321)